

第3章 介護予防ケアマネジメント

1 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

(1) 介護予防ケアマネジメントの考え方 I

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である

「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」

「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」 ために、

高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても
住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、

高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となります。

総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、

地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。

このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、

利用者の状況を踏まえた目標を設定し、

利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業(以下「サービス事業」という。)等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなります。

(平成27年6月5日老振発0605第1号通知より抜粋)

(2) 介護予防ケアマネジメントの考え方 II

- ・総合事業は「介護予防」と「生活支援」を「総合」的に推進する「事業」です。
- ・総合事業の本質は「介護予防ケアマネジメント」であり、「介護予防ケアマネジメント」は「総合事業の中心的テーマ」とされています。
- ・「介護予防ケアマネジメント」の方法、すなわち、自立支援に向けた目標の立て方や、それを実現するための支援のあり方を地域内の介護関係者で広く共有することが重要であり、そのための場が「地域ケア会議」です。
- ・「介護予防ケアマネジメント」や「地域ケア会議」の個別ケース検討を重ねることで、地域に必要なサービスや支援、地域の活動が見えてきたら、必要な資源を地域の中なら探しだし、必要ならば支援して地域ではぐくむプロセスが「地域づくり」です。
- ・「介護予防ケアマネジメント」は、フォーマルサービスにつなげることがイメージされやすいが、総合事業においては、サロンや通いの場等のインフォーマルサービスにつなげることが重視され、従来の保険給付で提供されている通所介護や訪問介護に限定されない、幅広いものが求められています。

「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業報告書」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 平成 27 年度老人保健健康増進等事業）より抜粋

2 介護予防ケアマネジメントの変更

介護保険法の改正により、介護予防ケアマネジメントが予防給付に関するケアマネジメントを実施する「介護予防支援」と総合事業に関するケアマネジメントを実施する「介護予防ケアマネジメント」の2種類になっています。

以下、図表で費用区分に基づき、整理していますのでご確認ください。

| 利用者区分 | サービス利用パターン | サービス費の区分 | ケアマネジメント費の区分 |
|--------|--------------------------|---------------|------------------------------|
| 事業対象者 | 総合事業のみ (訪問型・通所型) | 総合事業 | 介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントA) |
| 要支援1・2 | 予防給付のみ (訪問看護・福祉用具貸与等) | 予防給付 | 介護予防支援費 |
| | 予防給付と総合事業 | 予防給付と 総合事業 | 介護予防支援費 |
| | 総合事業のみ (訪問型・通所型) | 総合事業 | 介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントA) |

3 介護予防ケアマネジメントの実施

(1) ケアマネジメント業務の流れ

業務の流れについては、別冊の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(介護予防ケアマネジメントA)業務の流れ」を参照してください。

(2) 介護予防ケアマネジメントの再委託について

介護予防ケアマネジメント受託者である地域包括支援センターは、岡山市から委託を受けた介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

ただし、委託業務を行うにあたっては事前に、地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者との間で業務委託契約が締結されていることが必要です。

(3) 介護予防サービスと生活支援サービスの利用者の考え方

介護予防サービスと生活支援サービスの利用者の考え方の目安を、以下の図表のとおり整理していますので、ご確認ください。

なお、図表はあくまでも業務の人員・設備・運営基準等を基にした目安となっています。

「岡山市版介護予防のアセスメントシート」(P.58参照)は、今後、総合事業で多様なサービスを構築して行くうえで、

- ・ケアマネジャーがどのような視点でサービス導入をしているのか
- ・地域に必要なサービスとは
- ・どんな状態像の利用者がどのサービスを使うことが利用者の自立支援につながるのか

等を研究し、

行政とケアマネジャーや市民の方と規範的統合を図っていくための基礎分析資料となるよう市、県介護支援専門員協会、地域包括支援センターで作成したものです。

「社会性アセスメントシート」(P.59参照)は、総合事業の中でも短期集中サービス実施加算の利用を検討する際に、「岡山市版介護予防のアセスメントシート」に加えて使用してください。

利用者の生きがいや地域とのつながりを確認し、地域において自立した在宅生活を送ることができる状態を目指した目標設定をするうえで必要となる生きがい等に関する項目などを追加しています。

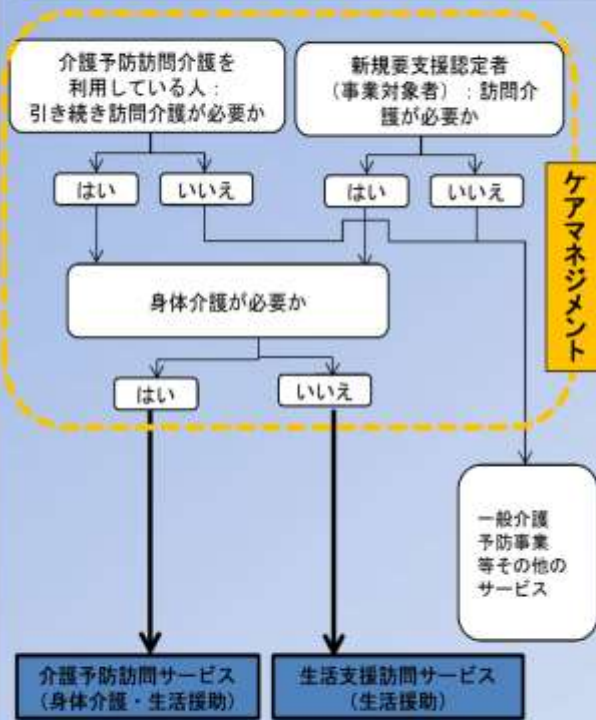
是非とも提出にご協力をお願いいたします。

①訪問型サービス

介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスの利用の目安

訪問型サービス

○適切な介護予防ケアマネジメントの過程を通じて必要な支援の内容と回数等を決定



判断基準の目安について

介護予防訪問サービス

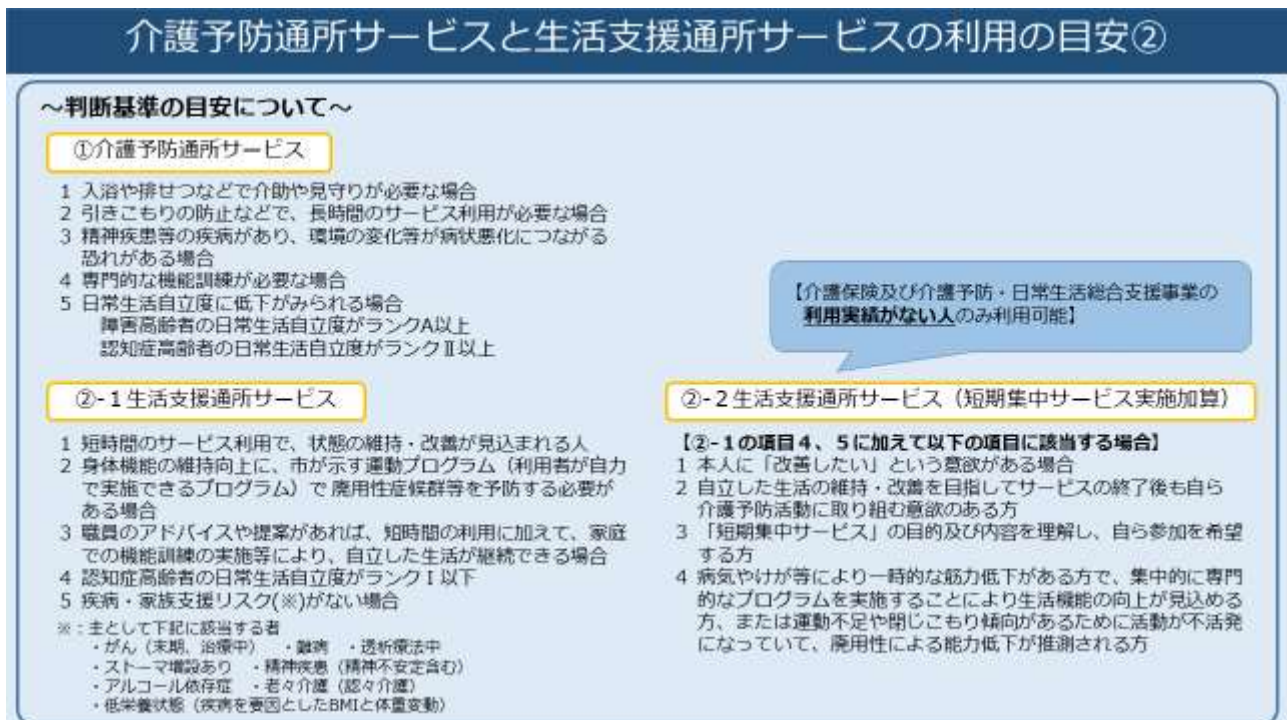
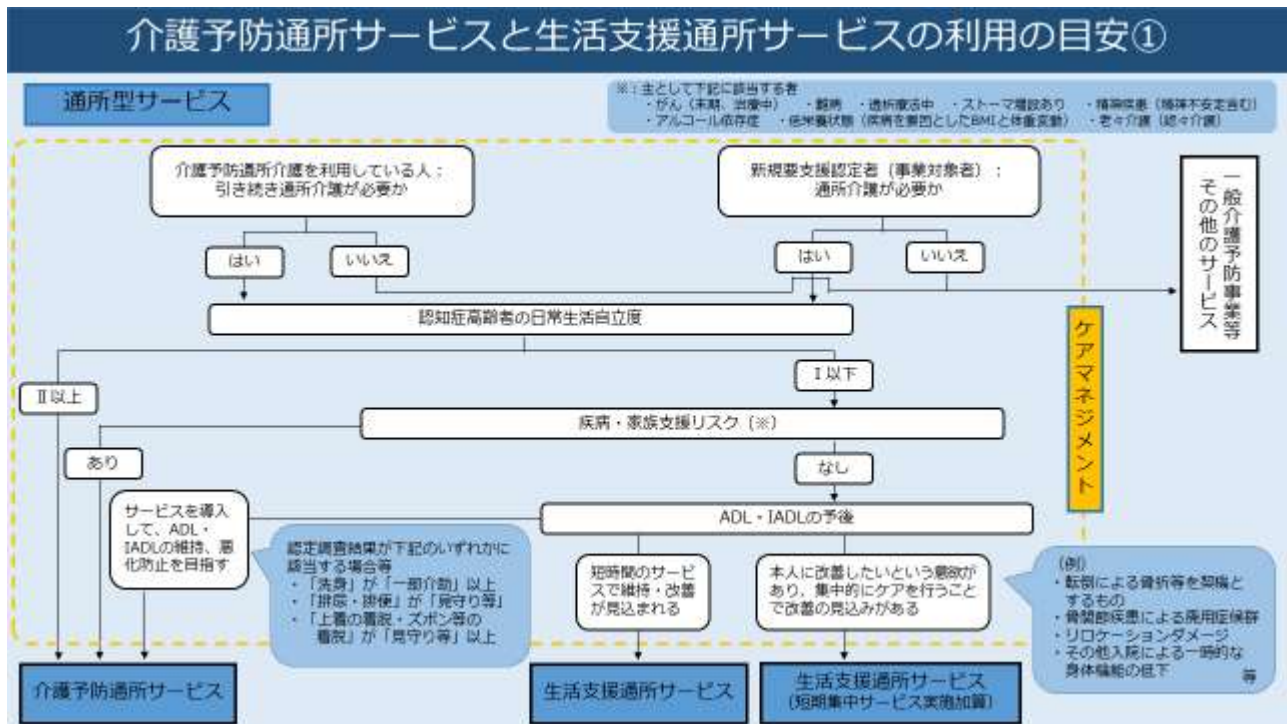
- 1 身体介護と生活援助の一体的な提供が必要な場合
- 2 家族と同居しているなどの理由により生活援助は必要ないが、身体介護が必要な場合
身体介護：①排泄・食事介助 ②清拭・入浴、身体整容
③体位変換、移動・移乗介助、外出介助 ④起床及び就寝介助 ⑤服薬介助 ⑥自立支援のための見守りの援助
- 3 日常生活自立度に低下がみられる場合
障がい高齢者の日常生活自立度がランクA以上
認知症高齢者の日常生活自立度がランクII以上

生活支援訪問サービス

- 1 利用者が自力で家事等を行うことが困難なケースで、同居の家族からの援助がなく、地域住民による支え合いや他の福祉サービスの利用が好ましくない場合
生活援助：①掃除 ②洗濯 ③ベッドメイク ④衣類の整理・被服の補修 ⑤一般的な調理、配下膳 ⑥買い物・薬の受け取り

※参考：訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）

②通所型サービス



4 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの費用と請求

(1) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント費用と請求について

介護予防ケアマネジメント費用については、利用するサービスにより、異なります。

以下の表を参考にしてください。

令和6年4月利用分から

○介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの費用と請求

| | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| 令和6年4月 利用分から | 介護予防支援費(Ⅰ) | |
| 報酬 | 基本報酬442単位 ※加算・減算については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を参照。 | |
| 令和6年4月 利用分から | 介護予防ケアマネジメント費 | |
| 対象者 | 要支援者 事業対象者 | |
| 対象サービス種別 | ○総合事業(通所・訪問) | |
| 種別コード・報酬 | AF 1001 | 介護予防ケアマネジメント (基本部分) |
| | AF 1002 | 介護予防ケアマネジメント (基本部分+初回加算) |
| | AF 1005 | 介護予防ケアマネジメント (基本部分+委託連携加算) |
| | AF 1006 | 介護予防ケアマネジメント (基本部分+初回加算+委託連携加算) |
| プラン作成者 | 地域包括支援センター 委託先居宅介護支援事業所 | |
| 報酬 | 現行と同様 (基本報酬 442単位、初回加算 300単位、委託連携加算 300単位) | |
| 提出方法 | 給付管理票 (包括→国保連) ケアマネジメント費請求情報(包括→国保連) | |
| 報酬の支払い方法 | 国保連から包括・居宅に直接支払われる | |

○過誤申立の方法

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書を岡山市に請求してください。

(2) 地域包括支援センターから再委託を受けている居宅介護支援事業所について

請求時期が翌月4日が締切となっています。提出書類や請求方法等、詳しくは別冊の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(介護予防ケアマネジメントA)業務の流れ」を参照ください。

また、これまで、地域包括支援センターから委託事業所へ支払いをしていたケアプラン作成費は、平成29年5月からの介護予防ケアマネジメント費のコードの改訂に伴い、国保連合会から、直接報酬(基本報酬の9割)が支払われることになりました。

事業所番号等十分注意のうえ、給付管理票を作成してください。

(3) 加算について

①初回加算

指定介護予防支援における基準に準じ、次のア～ウの場合に算定可能

ア 新規に介護予防マネジメントを実施する場合

イ 当該利用者について、過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において、**介護予防ケアマネジメント**を提供しておらず、**介護予防ケアマネジメント**が算定されていない場合

ウ 要介護認定者が、更新後要支援1・2となり、介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(注)総合事業移行前に要支援認定を受けていた方が、要支援認定の有効期間が満了した翌日から、事業対象者としてサービス事業を利用した場合は、総合事業の開始月に初回加算の算定を行うことはできません。

②委託連携加算

地域包括支援センターが委託する個々のプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携を行った場合に算定できるものです。

<参考> 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正(令和3年度)

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供(*1)し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日(*2)の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。

(岡山市の見解)

*1…地域包括支援センター及び居宅介護事業所の双方で必要書類の受け渡し等を行い、双方がその旨を経過記録に記載した場合

*2…地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託し、サービスを開始した日

以下、委託連携加算算定要件表。

| 条件 | | | 委託連携加算 |
|-------------|---------------|------|--------|
| 新規 | 新規委託 | | ○ |
| 再開 | 2か月以上の未利用 | | × |
| 委託元・委託先の変更等 | 委託元包括 | 委託先 | |
| | 変更あり | 変更なし | ○ |
| | 変更あり | 変更あり | ○ |
| | 変更なし | 変更あり | ○ |
| 更新 | 要介護認定→要支援認定 | 変更なし | ○ |
| | | 変更あり | ○ |
| 暫定 | 新規暫定プラン→結果要支援 | | ○ |

(4) 減算について

①高齢者虐待防止未実施減算

次のア～エの虐待の防止の措置を講じていない場合に減算となる

ア 当該介護予防ケアマネジメント受託事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る

イ 当該介護予防ケアマネジメント受託事業所における虐待の防止のための指針を整備する

ウ 当該介護予防ケアマネジメント受託事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

②業務継続計画未策定減算

次のア～ウの業務継続計画の策定等の措置を講じていない場合に減算となる

ア 介護予防ケアマネジメント受託者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる

イ 介護予防ケアマネジメント受託者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する

ウ 介護予防ケアマネジメント受託者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

※②業務継続計画未策定減算については、令和7年3月31日までは適用しない。